

議案第39号

北上市農村体験実習館条例の一部を改正する条例

北上市農村体験実習館条例（平成6年北上市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 前2項の規定により減免した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

減免した場合の使用料の端数の取扱いについて、公の施設における統一的な取扱いにしようとするものである。